

くすの樹



2015年 1月

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 くすの樹ビル TEL: (0985)24-8820 FAX: (0985)22-2937 URL: <http://miyazakichuo-lo.a.la9.jp/>



撮影 押方 梢

新年おめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。

2014年の世相を表す漢字一文字に、「税」が選ばれました。

4月に消費税が8%に上がって、国民生活は大きな打撃を受け、予想どおり景気が悪化しました。国会議員・地方議員の税金の使い方も問題になりました。

働いて収入のある人や資産のある人から徴収した税を、働きたくても働けない人や子どもたちのために使い、誰もが人間らしい生活を送ることができるよう社会保障給付（再配分）を行って、貧困をなくしていくのが政治の役割です。

しかし日本は、先進国の中でも子どもの相対的貧困率が高く（約6人に1人）、しかも再配分後の相対的貧困率があまり変わりません（少し前までは驚くべきことに再配分後に‘上昇’していました。）。政治の本来の機能が果たされていません。

私たちの税が、どのように徴収され、どのように使われるべきか、主権者としてしっかり考える1年にしたいと思います。

みなさんとともに、生活と権利、平和憲法を守り活かしていくために、所員一同一層努力して参ります。

本年もどうぞよろしくお願いたします。

宮崎中央法律事務所

弁護士	成見 幸子
弁護士	成見 正毅
弁護士	谷口 純一
弁護士	成見 暁子
弁護士	江原 健太
弁護士	三浦 杏奈
	事務職員一同





‘壊憲’から‘立憲’の日本へ

憲法を無視する政治の暴走を止めて、一人ひとりが大切にされる社会をつくらう

2014年12月14日総選挙で、憲法改正を目指す自民党は公示前の議席を減らし、次世代の党は激減、他方、憲法の擁護を強く訴えた日本共産党は公示前の2.5倍を上回る躍進をしました。オール沖縄の勝利は、辺野古の新基地建設を許さない民意と連帯の力をはっきり示しました。民意に背く、安倍政権の‘壊憲’政治を許さない声を今年もっともっと大きく広げていきましょう。

戦争に道をひらく 集団的自衛権行使容認反対。

●閣議決定で憲法9条の解釈を変えた安倍政権の傲慢

安倍政権は、2014年7月1日、閣議決定により、集団的自衛権の行使は憲法上容認されるとの解釈を示しました。

集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と説明されています。集団的自衛権を認めることは、日本が直接攻撃を受けていなくても、他国に対して武力行使ができるようになることを意味します。

政府は長年、集団的自衛権の行使は「必要最小限の範囲を超えるものであって憲法上許されない」との解釈を一貫して維持してきました。

安倍政権は、憲法9条の明文改憲に時間がかかると考え、この解釈を、さしたる理由もなく勝手に変更したのです。

●際限ない拡大解釈で米国の戦争に巻き込まれる

安倍政権は、集団的自衛権の発動は限定的な場合だけだと説明していますが、基準は非常にあいまいな上、いくらでも拡大解釈が可能です。

今まで自衛隊は、憲法の制約のもと、「非戦闘地域」で施設復旧や給水活動等の「人道復興支援」しかできないとされてきました。しかしこれからは、アフガン戦争での英国軍のように、米国が世界中で引き起こす戦争に否応なく巻き込まれ、自衛隊員が他国の戦闘地域へ行き、殺したり殺されたりする事態が現実起こってくるようになります。

●憲法違反の関連法制定を許さない運動を

安倍首相は、集団的自衛権の問題について、選挙での争点化を避けながら、選挙後には「国民の信任を得た」などと堂々と述べていますが、とんでもありません。

閣議決定の撤回を求め、閣議決定を具体化させる関連法の制定を許さない運動を大きく広げていきましょう。

国民の知る権利を奪う 秘密保護法は廃案に。

●民主主義を踏みにじり強行採決された秘密保護法

2014年12月10日、憲法の基本原則にことごとく反する秘密保護法が施行されました。

多くの国民、地方自治体、法曹会、報道機関、科学者、文化人等の反対・懸念の声を無視して短時間の審議で与党が強行採決し成立させた法律です。

●ことごとく憲法違反の秘密保護法

秘密保護法は、行政機関の長の一存で「秘密」指定ができ、行政が情報を独占・操作し、国会や裁判所の活動をも大きく制約し、国民は、何が「秘密」か分からないまま、「秘密」の漏えい等で処罰の危険にさらされます。取材・報道の自由や国民の知る権利を含む表現の自由は、国民主権や民主主義を支えるとりわけ重要な基本的人権ですが、同法によって大きく損なわれるおそれがあります。

また「秘密」を扱える者かどうかを行政機関や警察が調査・監視する適正評価制度は、対象者の活動歴、信用状態、精神疾患の有無等高度なプライバシー情報まで握られ、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別といった重大な人権侵害の危険にさらされます。

●運用基準は秘密保護法をよりいっそう危険なものに

政府が作成した秘密保護法施行令は、一定の場合に「秘密」が廃棄されることを認め、国民が知らない間に行政に都合の悪い「秘密」が葬られる危険性を裏付けています。

また適正評価と称する不当な調査・監視を防ぐための具体的な制度はなく、運用をチェックするという内閣保全監視委員会や内閣府独立公文書管理鑑は内閣からの独立性もなく、適正な運用は全く期待できません。

●秘密保護法は廃止しかない

秘密保護法は、集団的自衛権行使を認める閣議決定と一体となって国民を縛り戦争への道を開く軍事立法で、憲法の平和主義とも相容れず、即刻廃止するしかありません。





貧困と格差を広げる 労働法制の緩和は許さない。

●いくら働いても残業代ゼロ?! 恐るべきたくらみ

安倍政権は、大企業のもうけをあげさせるために、働く人の権利と生活を守るための労働者保護ルールをいっそうゆるめようとしています。

派遣法については、臨時的・一時的な雇用形態であるべき原則や期間制限を投げ捨て、派遣労働者の永続使用と常用の代替を可能にする改悪が目指されています。低賃金で不安定な派遣労働をいっそう激増させることになります。

また「時間ではなく成果で評価される制度」などと称して、労働時間ルールの適用を除外し、どれだけ残業しても企業が残業代を払わなくてよいとする制度の導入も目指されています。一旦導入されれば、適用対象者が拡大するのは必至で、強制的な長時間労働によってワークライフバランスを壊し、過労死・過労自殺を激増させることは明らかです。

●人間らしく働く権利をきちんと守らせることこそ必要

働く人のいのちと健康を守り、経済を健全化するためには、格差、貧困をなくし人間らしく働ける労働者保護ルールをきちんと守らせ強化することこそ求められています。

宮崎の経済とくらしも壊す TPP交渉から今すぐ撤退を。

●自民党・安倍首相が公約違反のTPP推進

「TPP断固反対、ブレない自民党」の公約はどこへやら、安倍政権は、TPP合意に向け秘密交渉を旺盛に進めています。交渉参加国には秘密保持義務が課せられ、協定発効後も4年間交渉経過の開示が禁じられると言われています。

国民生活に重大な影響を及ぼすおそれが高いTPPについて国民的議論や国会審議を行うことすら困難な状況です。

●国民よりも投資家の利益を優先させてよいのか

TPPは、多くの日本国民・日本企業、特に宮崎県民には何のメリットもなく、日本の市場で大もうけしたい投資家のための条約です。それがバレないための秘密交渉なのです。

TPPは、関税のみならず、自由貿易の邪魔になる‘非関税障壁’の撤廃も目指され、食の安全や環境、労働、医療、公共事業分野等で国民のいのちや健康、地域経済を守るための規制が取り払われることになります。国益を損なわない合意などあり得ず、今すぐ撤退することこそが国益に適う道です。

危険きわまりない 川内原発再稼働はありえない。

●火山噴火や地震の危険性を過小評価する国・九電

九電の川内原発について、安倍政権も九電も、住民の不安や反対の声を無視して再稼働に前のめりです。

原子力規制委員会は、川内原発が「新規制基準」に適合すると判断しましたが、その基準自体、福島第一原発事故の原因解明がなされない中でつくられており、委員長自身「安全だということは申し上げません」と断言する始末で、原発の安全性を担保するものではありません。

川内原発は、阿蘇や姶良等のカルデラを含む国内有数の火山地帯にあります。国も九電も、火山学者の警告を無視し、巨大噴火の危険性を過小評価しています。

また原発施設の耐震設計は、平均的な地震動を基準にし、今後起こりうるより大きな地震に耐えられる保障はなく、十分な避難計画もありません。再稼働など絶対許されません。

●憲法上のいのちや健康は経済に優先する

原発がひとたび事故を起こせば、取り返しのつかない深刻な被害が生じます。豊かな国土、住民のいのちや健康、生活に優先する経済活動の利益など、憲法上認められません。

憲法の自由・人権が保障され 誰もが大切にされる社会へ。

●政府を縛る憲法を政府が勝手に変えてはならない

憲法は、国民の人権が侵害されないよう権力を縛るために存在します(立憲主義)。安倍首相は、驚くべきことに、立憲主義は大昔の絶対王政の時代の話だと切り捨て、自分が憲法だと言わんばかりです。

「護憲」か「改憲」かを超えて、憲法に基づいた政治を行う‘立憲’か、憲法を無視し破壊する‘壊憲’かが問われています。

●憲法が保障する自由や人権が花開く社会へ

憲法は、一人ひとりの個人がかけがえのない存在として大切にされなければならないことをうたっています(13条)。

そして憲法は、いつか権力者が、憲法が保障する国民の人権を蔑ろにすることを予期して、私たちに「不断的努力」で人権を保持するよう要請しています(12条)。

‘壊憲’に対抗し、憲法を実現する社会を
ご一緒につくっていきましょう。



事件紹介

トンネルじん肺根絶第4陣訴訟和解のご報告

弁護士 谷口 純一

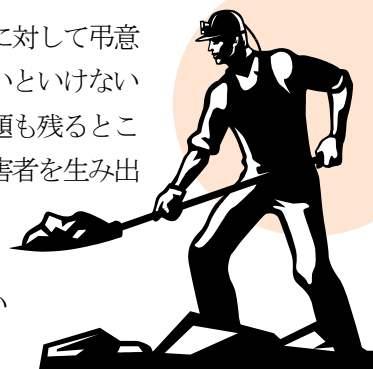
2014年10月22日、全国トンネルじん肺根絶第4陣九州ブロック訴訟の原告19名全員（追加提訴分は除きま）と被告ゼネコン37社との間で和解が成立しました。

じん肺は、トンネルの掘削等作業で粉塵に暴露することで肺機能に障害が生じるもので、場合によっては肺がんになることもあります。じん肺に罹患すると、肺の機能が低下するため十分な呼吸をすることができず、患者・家族の生活は、とても大変なものになります。

このようなじん肺被害の救済を勝ち取るべく「謝れ、償え、なくせじん肺」というスローガンの下に、全国各地で訴訟が提起され、これまで2700名を超える原告の和解が成立してきました。このトンネルじん肺訴訟はゼネコンの加害責任にとどまらず、国の責任も認められてきました。今回はその第4陣訴訟で、宮崎の原告の方も含めて熊本での提訴となったものです。

今回の和解でも、被告企業は、法的な責任を認めた上で、真摯な謝意を込めて原告らに対して弔意とお見舞いを表明しています。しかし、じん肺被害の救済を受けるために、裁判をしないとイケないというのであれば、じん肺患者にとって、その負担はとても重く真の解決といえるか問題も残るところです。今後は、じん肺基金を創設して被害の早期救済を図ること、そして、じん肺被害者を生み出さないように適切な労務管理をすることが求められます。

第4陣の和解はできましたが、新たなじん肺被害者を生み出さないようにするために、そしてじん肺患者の早期救済がなされるように、これからも努力していきたいと思っています。



あなたの大切な人を過労死で失わないために

～過労死を防ぐための過労死等防止法ができました～

弁護士 成見 暁子

2014年6月20日、「過労死等防止対策推進法」（過労死等防止法）が成立し、11月1日施行されました。

働きすぎで死ぬ—「KAROSHI」が国際語にもなった過労死は、過重な業務によって起こるくも膜下出血などの脳血管疾患や心筋梗塞などの心臓疾患で死亡すること、業務における強い心理的負荷によってうつ病などの精神障害を発症して自殺することです。日本では、過労死を原因とする労災申請が増え続けてきました。

遺族の長年の粘り強い運動が実ってできたこの法律は、過労死の防止を国と地方自治体の責務として初めて定め、対策として、調査・研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動支援などを盛り込んでいます。長時間労働や深夜労働、連続勤務などの労働のあり方が、労働者の健康にどのように影響するのかの解明が進み、今後の労災認定に役立つことが期待されます。それだけでなく、非正規労働を含むあらゆる業種において広がる、いのちや健康を損なうような働かせ方をやめさせる力になることも期待されます。

毎年11月が「過労死等防止啓発月間」に定められ、国や地方自治体が広報や教育活動を推進することになっています。宮崎でも、過労死等防止法の施行を記念してつどいが開催され、宮崎労働局の挨拶のほか、医師や弁護士、過労死遺族からの報告があり、過労死防止のための決意を新たにすることができました。

「世界一企業が活動しやすい日本」をめざす安倍政権は、あろうことか、過労死等防止法の成立直後に、労働者の労働時間規制を外すいわゆる「残業代ゼロ」戦略を打ち出しました。日本人の労働時間はすでに世界的にも異常に長いのに、よりいっそう過労死が促進されてしまう。労働者のいのちや健康を経済成長と引き替えにすることは許されません。

過労死等防止法を生かすことは、国や地方自治体、事業主の責任であると同時に、私たち一人ひとりの市民に課せられた課題でもあります。自分や身近な人の働き過ぎに注意するとともに、こうした法制度の改悪の動きに反対していくことも大切です。



特別寄稿

日本科学者会議

人類の生存と平和のための科学を探究

木下 統さん（日本科学者会議宮崎支部事務局長）



科学の進歩は、宇宙・物質・生命・社会・人間に関する認識を広げ、生産技術を発展させ、生活の利便性を向上させ、社会を変革してきました。しかし一方で、深刻な経済格差、貧困と人権抑圧、戦争・地域紛争、大気・海洋・土壌の汚染や気候変動などの課題を私たちにつけています。



第76回憲法と平和を考えるつどい↑

日本科学者会議（JSA）は、このような課題に応えるため、1965年に創立されました。以来、人文科学・社会科学・自然科学の枠をこえて、研究者・教育者・技術者・弁護士・医師・大学院生・地域の市民運動家など多彩な会員が協力しあって、研究活動を展開してきました。会員は、都道府県の支部、職場・地域の分会、全国や支部の研究委員会などを基盤に、日常活動をしています。

また、先端的な研究の普及活動、学校教育や社会教育を市民の立場に立って発展させる運動、さまざまな社会問題を取りあげたシンポジウムや市民講座の開催、核兵器廃絶や環境保護の運動など、多彩な活動を、国民・市民と広く共同して展開しています。特に、東日本大震災・原子力災害の惨状に直面して、地震・津波防災、放射

能汚染の除去と住民の保護、放射性廃棄物の処分管理、原発・エネルギー問題、農林水産業や地域社会の再生復興などに、総力をあげて取り組んでいます。

宮崎では、76回を数える「憲法と平和を考えるつどい」を宮崎民主法律家協会と共催してきたほか、土呂久ヒ素鉱害問題、新大隅開発計画問題、串間原発問題、一ツ葉リゾート開発問題、シーガイア住民監査請求・住民訴訟など、法律家と共同した取り組みを行ってきました。

JSA は今後も、科学を人類の真の幸福に役立たせるために、市民と連帯し、関係団体と協力・共同して、学問と社会のあるべき姿を探究し、科学の成果を社会へ還元することを課題として活動していきます。



航空自衛隊新田原基地現地調査↑

イクメンパパ に聞く★

宮崎県弁護士会の育児期間中会費免除制度※利用第1号の谷口純一弁護士に、最近のイクメン状況をインタビューしました★

- かずくんの好きな食べ物は？ → バナナ。バナナ大好き。
- 育児が楽しいと思う瞬間は？ → かわいい笑顔を見たとき。
- 育児が辛いと思う瞬間は？ → 寝ようとしたときに泣き始めて寝られなくなり、朝起きる前に泣き始めて起これるとき。何をやっても泣きやまないとき。予定があって急いでいるのにご飯を食べないとチャイルドシートに乗らないといったマイペースを貫かれるとき。
- 最近残念なことは？ → 3ヶ月前までは妻より私の方が寝かしつけがうまかったのに、最近妻の方がうまいこと。
- 保育園のお迎えは夫婦どちらが担当してる？ → 両方。行ける方が行く。実績は半々くらい。
- 保育園に行くときかずくんは泣く？ → 泣かない。でも迎えに行ったとき、パパが来た！という感じで嬉し泣き。
- 育児について夫婦げんかをしたことはある？ → ない。
- 最近かずくんが成長したなと思うところは？ → 全部。体が大きくなって、お兄ちゃんの顔つきになってきた。

かずくん
2014年1月生



ゴム版製作 立元

※宮崎県弁護士会は、子が満1歳になるまでの育児期間中の会員(男女問わず)の同会会費を100%免除できる制度を導入。

Q&A

交通事故

車を運転中、突然右折してきた対向車に衝突され、怪我をしました。治療のために仕事を休むことになり、今でもしびれが残っています。保険会社が示談書を送ってきましたが、どうすればいいのでしょうか？



回答 弁護士 三浦 杏奈

Q どんな損害が賠償の対象に？

交通事故は突然発生します。不幸にも事故に遭ってしまった場合、一般的には、病院に支払った治療費、入通院のための交通費、付添人費用、入通院日数に応じた慰謝料、休業した日数に応じた休業損害などを請求でき、後遺障害が残った場合には、その程度に応じた慰謝料や将来の減収分(逸失利益)などを請求できます。車の修理代などの物損も賠償の対象になります。

Q どこに請求できますか？

運転中の過失によってあなたに損害を与えた相手の運転者や、その車の保有者に賠償請求できます。運転者が仕事中に事故を起こした場合には、その使用者(会社や雇い主)にも請求できる場合があります。

相手が任意保険に加入している場合にはその任意保険会社に請求でき、強制加入の自賠責保険にも一定の限度で請求できます。あなたが加入している任意保険の特約が使える場合もあり、労災請求できる場合もあります。

Q 治療打ち切りを言われたら？

体の不調は事故直後から主治医にちゃんと申告して、検査や治療をしっかりしてもらうことが大切です。

むち打ちやねんざなど、他人から見ても分かりにくく、治療が比較的長期に及ぶ怪我の場合、治療の途中で保険会社から治療費の支払いを打ち切られることがあります。治療を続ける必要があるかどうかは、主治医と相談して決めることとなります。治療が一応終了したという場合には、後遺症が残ったかどうかの判断に進み、治療を続ける必要があるという場合には、一旦自分で治療費を支払っておき、後で交渉や裁判で請求することになります。安易に治療を止める必要はありません。

Q 後遺症が残った場合には？

これ以上治療しても症状の回復が見込めない状態を「症状固定」といいます。後遺障害が残った場合には、自賠責保険会社に申請し、後遺障害の内容や程度により1級から14級までの等級を認定してもらいます。

認定に不服がある場合には、異議申立ができ、裁判で争うことができます。あります。

Q 保険会社が示談提案してきたら

任意保険会社はそれぞれ独自の賠償基準を持っていますが、裁判基準より相当低い金額であることが一般的です。

安易に示談をしてしまうと、本来請求できた損害分の賠償請求ができなくなってしまう。他に請求できる項目はないのか、金額は適正かなど、慎重に検討することが大切です。

Q 自分で手続できるか不安です

交通事故の賠償請求は、損害額の計算や疾病・後遺症の立証、過失割合、損益相殺、誰にどのような請求ができるのか等、難しい判断を求められる場合が多く、なるべく早めに、当事務所にご相談下さい。

あなたの悩みや疑問にお応えし、裁判になる場合はもちろん、交渉段階から代理人として手続をサポートします。

※成年後見制度・労働審判制度・相続・離婚については、過去の事務所ニュース(事務所HPに掲載)をご覧ください。

法律相談のご案内

原則その日のうちに、ご相談をお受けします

- 事前にお電話でご予約下さい。紹介者は不要です。紹介者がある場合には予約の際におっしゃって下さい。
- 法律相談料は原則として1時間以内5,400円(税込)ですが、ご準備が難しい方は、**法テラスを利用して無料**になる場合があります。遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

業務時間

- 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 第1, 3, 5土曜日 9:00～13:00

ご予約 ☎ (0985) 24-8820



宮崎駅・南宮崎駅から車で5分、バス停「裁判所前」「県庁前」から徒歩1分・「橋通1丁目」から徒歩3分。
県庁前橋並木通りに面した、宮崎小学校正門入口へ入る角のビル。1階に駐車場有り。